

2021年9月17日

福岡高等裁判所 御中

裁判長裁判官 森富義明 様

裁判官 佐藤拓海 様

裁判官 伊賀和幸 様

長崎市ダイヤランド4-12-14

石木川の清流とホタルを守る市民の会

代表世話人 西中須 盈



石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件への
公正な判決を求めます

私達、「石木川の清流とホタルを守る市民の会」(会員 190名)は、石木川流域の清流、棚田、ホタルなど豊かな自然と伝統に育まれた里山を守り、長崎県民の貴重な財産として後世に残していくことを目的として、2011年8月20日に設立し今日まで活動を続けています。

半世紀前に計画された石木ダムは、利水目的及び治水目的において、今では必要性を失っており、佐世保市は、明確な科学的根拠もなく、今後急激に水需要が増えると予測しているにすぎません。長崎県の主張する公益性、公共性はすでに無くなっています。にもかかわらず、ダム水没予定地13世帯は、この無用なダムのために3代にわたって半世紀も苦しめられています。住民は「ただここに住み続けたいだけ!」という思いで明け渡しを拒否しています。

1972年当時の久保長崎県知事と地権者は「知事(乙)が調査の結果、建設の必要性が生じた時は、あらためて地権者(甲)と協議のうえ、書面による同意を受けた後着手するものとする」という覚書を締結しています。しかし、今日においても、長崎県はこの覚書を見做し、約束を守っていない。さらに、中村長崎県知事は、このまま工事を進め家屋等の行政代執行も排除しないと明言していますが、現憲法下において、家族が居住する土地・家屋を行政代執行した例はありません。これを実行するとなると大きな混乱が予想され、重大な人権蹂躪ということで、国内のみならず世界中から批判が起こるでしょう。

審理にご尽力いただいている裁判官の皆様が、国民の負託に応え、公正な判決を示されることを切望いたします。